

衛星リモートセンシング法等に関する基本的考え方(案)

1. 現状認識(衛星リモートセンシングに関する近年の動向)

- 衛星リモートセンシングは国内外で我が国が航空機等の手段によってアクセス困難な地域等も含めて定常的な情報収集を可能とするもの。
- 近年、民間の衛星リモートセンシング技術水準は大きく向上し、高分解能、高頻度、高鮮度な情報取得が可能に。
- 高機能の衛星リモートセンシング・データは少数の大国の国家機関による独占的利用の時代から、多数の宇宙活動国や民間事業者等による広範な利用の時代へ。

2. 我が国が衛星リモートセンシング政策を推進する意義等

- 上記を踏まえ、民生・安全保障の両分野で衛星リモートセンシング・データの活用を促進し宇宙政策の目標達成を目指す一方、我が国の国益を阻害するような形でデータが利用されることのないよう、政府が衛星画像データを適切に管理する。そのために必要となる法制度を整備する。

3. 衛星リモートセンシング法に関する主な論点

- (1) 管理を行うべきデータの範囲
- (2) 管理を行うべき行為の範囲
- (3) 管理を行うべき行為者の範囲

4. その他、今後検討すべき事項

- (1) 政府における法律の執行体制の在り方
- (2) 安全保障・民生両分野における利用促進と管理強化のバランス
- (3) データ管理の方法を検討する上で外交政策的観点を考慮
- (4) 管理を行うべき行為者における適切なデータ管理の担保(含むサイバーセキュリティ)
- (5) リモートセンシング衛星本体(含む技術情報)に係る輸出管理
- (6) 衛星本体を海外に売却することにより法規制を迂回する者への対応

等

以上